



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 人事委員会規則	所管課（室）名
○競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局
○職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則	〃
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	〃
○通勤手当の支給に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則	〃
○会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則	〃
○在宅勤務等手当の支給に関する規則	〃

## 人事委員会規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第3号

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則の一部を改正する規則

競争試験及び選考の実施の委任に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(5) 略 (6) <u>論文試験及び作文試験の問題作成に関する事務</u>	第3条 警察官（巡査の職に限る。）の採用試験の実施に関する事務のうち次に掲げる事務を長崎県警察本部長に委任する。 (1)～(5) 略 (6) <u>アピールシート作成試験の実施に関する事務</u> (7) <u>論文試験の問題作成に関する事務</u>

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

### 長崎県人事委員会規則第4号

職員の給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給料等の支給に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給料等の支給に関する規則（昭和33年長崎県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後				改正前			
別表第2 (第7条関係)				別表第2 (第7条関係)			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事部局	略			知事部局	略		
					大阪事務所	所長	4種
	略				略		
	石木ダム建設事務所	所長	5種		石木ダム建設事務所	所長	4種
		略				略	
略				略			
教育庁 (学校以外の教育機関を含む。)	略			教育庁 (学校以外の教育機関を含む。)	略		
	本庁	教育次長	3種		本庁	教育次長	3種
		参事監 (課長又はこれに相当する職務の者に限る。)	4種				
		課 (室) 長 (課内に置く室長を除く。)	5種			課 (室) 長 (課内に置く室長を除く。)	5種
		略				略	
略			略				
略				略			
別表第2の2 (第7条の2関係)				別表第2の2 (第7条の2関係)			
ア 行政職給料表				ア 行政職給料表			
	職務の級	区分	管理職手当の額		職務の級	区分	管理職手当の額
略				略			
7級	略	5種	77,400円	7級	略	5種	70,800円
		略				略	
		略				略	
6級	略	5種	72,700円	6級	略	5種	66,500円
		略				略	
		略				略	
略				略			
イ 公安職給料表				イ 公安職給料表			
	職務の級	区分	管理職手当の額		職務の級	区分	管理職手当の額
略				略			
8級	略	5種	79,500円	8級	略	5種	72,700円
		略				略	
7級	略	5種	78,200円	7級	略	5種	71,500円
		略				略	
略				略			
ウ 略				ウ 略			
エ 教育職給料表 (二)				エ 教育職給料表 (二)			
	職務の級	区分	管理職手当の額		職務の級	区分	管理職手当の額
4級	略	5種	79,600円	4級	略	5種	72,800円
		略				略	
		略				略	
略				略			
オ 教育職給料表 (三)				オ 教育職給料表 (三)			
	職務の級	区分	管理職手当の額		職務の級	区分	管理職手当の額
4級	略	5種	76,000円	4級	略	5種	69,500円
		略				略	

<p>略</p> <p>カ 研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">5 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">90,500円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>キ 医療職給料表 (一)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">96,400円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>ク 医療職給料表 (二)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">76,700円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>ケ 医療職給料表 (三)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">75,800円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職務の級	区分	管理職手当の額	5 級	略		5 種	90,500円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	4 級	略		5 種	96,400円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	7 級	略		5 種	76,700円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	6 級	5 種	75,800円	略		<p>略</p> <p>カ 研究職給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">5 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">82,800円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>キ 医療職給料表 (一)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">4 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">88,100円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>ク 医療職給料表 (二)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">7 級</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">70,100円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>ケ 医療職給料表 (三)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職務の級</th> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>5 種</td> <td style="text-align: right;">69,300円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p>	職務の級	区分	管理職手当の額	5 級	略		5 種	82,800円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	4 級	略		5 種	88,100円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	7 級	略		5 種	70,100円	略		職務の級	区分	管理職手当の額	6 級	5 種	69,300円	略	
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
5 級	略																																																																												
	5 種	90,500円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
4 級	略																																																																												
	5 種	96,400円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
7 級	略																																																																												
	5 種	76,700円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
6 級	5 種	75,800円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
5 級	略																																																																												
	5 種	82,800円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
4 級	略																																																																												
	5 種	88,100円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
7 級	略																																																																												
	5 種	70,100円																																																																											
	略																																																																												
職務の級	区分	管理職手当の額																																																																											
6 級	5 種	69,300円																																																																											
	略																																																																												

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第2条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和45年長崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1(第3条関係)					別表第1(第3条関係)				
ア 行政職給料表級別職務表					ア 行政職給料表級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分	職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
3 級	1	略	地方機関	知事	3 級	1	略	地方機関	知事
		消防学校の教官、高等技術専門校の主任指導員、農業大学の講師、東京事務所の課長、大阪事務所の課長					消防学校の教官、高等技術専門校の主任指導員、農業大学の講師、東京事務所の課長		
		略					略		
4 級	3	略	地方機関	知事	4 級	3	略	地方機関	知事
		略					略		
4 級	4	略	地方機関	知事	4 級	4	略	地方機関	知事
		消防学校の教官、高等技術専門校の主任指導員、農業大学の講師、東京事務所の課長、大					消防学校の教官、高等技術専門校の主任指導員、農業大学の講師、東京事務所の課長		
		略					略		

阪事務所の課長				
略				
略				
備考 略				
イ～ク 略				
ケ 医療職給料表（一）級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
3級	3	所長、副所長、 <u>次長</u> 、部長	こども・女性・障害者支援センター	知事
4級	3	所長、副所長、 <u>次長</u> 、部長	こども・女性・障害者支援センター	知事
	4	略		
備考 略				
コ及びサ 略				

略				
略				
備考 略				
イ～ク 略				
ケ 医療職給料表（一）級別職務表				
職務の級	区分	職名等	機関名	部局区分
3級	3	所長、副所長、 <u>部長</u>	こども・女性・障害者支援センター	知事
4級	3	所長、副所長、 <u>部長</u>	こども・女性・障害者支援センター	知事
	4	略		
備考 略				
コ及びサ 略				

（へき地手当等の支給に関する規則の一部改正）

第3条 へき地手当等の支給に関する規則（昭和46年長崎県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
市町名	学校名	級別区分	市町名	学校名	級別区分
略			略		
対馬市	略	4級	対馬市	略	4級
	豆酩小学校 豆酩中学校 今里小学校 佐須奈小学校 佐須奈中学校  西小学校 西部中学校 豆酩学校給食共同調理場 略			豆酩小学校 豆酩中学校 今里小学校 佐須奈小学校 佐須奈中学校 <u>豊小学校</u> 西小学校 西部中学校 豆酩学校給食共同調理場 略	
略			略		
五島市	略	1級	五島市	略	1級
	福江小学校 福江中学校 緑丘小学校 奥浦小学校  本山小学校 翁頭中学校  富江小学校 富江中学校 盈進小学校 三井薬小学校			福江小学校 福江中学校 緑丘小学校 奥浦小学校 奥浦中学校 <u>崎山小学校</u> <u>崎山中学校</u> 本山小学校 翁頭中学校 大浜小学校 富江小学校 富江中学校 盈進小学校 三井薬小学校	

	三井楽中学校 岐宿小学校 岐宿中学校 福江学校給食センター 富江学校給食センター 三井楽学校給食センター			三井楽中学校 岐宿小学校 岐宿中学校 福江学校給食センター 富江学校給食センター 三井楽学校給食センター	
略			略		
新上五島町	若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 北魚目小学校 奈良尾小学校  上五島中学校 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター	2級	新上五島町	若松中学校 若松中央小学校 若松東小学校 北魚目小学校 奈良尾小学校 奈良尾中学校 上五島中学校 新魚目学校給食センター 奈良尾学校給食センター	2級
略			略		

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年長崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
別表第3(第6条関係) 削除	別表第3(第6条関係) <u>法人の名称</u> 長崎県央バス株式会社

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年長崎県人事委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
組織		職員	組織		職員
略			略		
知事部局	本庁	部長 危機管理対策監 福祉保健部 こども政策局長 理事 政策監 技 監 次長 参事監 課長 室長 県 民センター長 総務事務センター長 企画監 医療監 秘書課行幸啓班 参事 政策企画課参事 総務文書課 法制・公益法人班参事 基地対策・ 国民保護課参事 交通・地域安全課 参事 水環境対策課参事 自然環境 課参事 福祉保健課保健看護監 福	知事部局	本庁	部長 危機管理対策監 福祉保健部 こども政策局長 理事 政策監 技 監 次長 参事監 課長 室長 県 民センター長 総務事務センター長 企画監 医療監 政策企画課参事 総務文書課法制・公益法人班参事 基地対策・国民保護課参事 <u>スポ ーツ振興課参事</u> 交通・地域安全 課参事 水環境対策課参事 自然環 境課参事 福祉保健課保健看護監

	<p>祉保健課企画予算班参事 農業イノベーション推進室参事 農山村振興課参事 農産加工流通課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 政策調整課課長補佐 (総務・予算担当) 政策調整課課長補佐 (政策調整担当) 政策企画課課長補佐 (未来戦略企画担当) 政策企画課課長補佐 (連携推進担当) 政策企画課課長補佐 (総合計画担当) 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課調整監 秘書課課長補佐 広報課課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 防災企画課課長補佐 (大村駐在) 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 医療人材対策室課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 政策企画課係長 (連携推進担当) 秘書課秘書班係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 防災企画課防災企画班係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課係長 (総務・予算担当) 人事課主任主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主任主事 (人事担当) 人事課主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主事 (人事担当) 船長</p>		<p>福祉保健課企画予算班参事 医療政策課参事 (長崎県病院企業団派遣) 医療人材対策室参事 農業イノベーション推進室参事 農山村振興課参事 農村整備課参事 総括課長補佐 政策調整課課長補佐 (総務・予算担当) 政策調整課課長補佐 (政策調整担当) 政策企画課課長補佐 (未来戦略企画担当) 政策企画課課長補佐 (連携推進担当) 政策企画課課長補佐 (総合計画見直し担当) 総務文書課総務・予算班課長補佐 秘書課課長補佐 広報課課長補佐 人事課課長補佐 新行政推進室課長補佐 財政課課長補佐 管財課管理班課長補佐 防災企画課課長補佐 (大村駐在) 地域づくり推進課総務企画班課長補佐 文化振興・世界遺産課総務企画班課長補佐 県民生活環境課総務・予算班課長補佐 福祉保健課総務調整班課長補佐 医療人材対策室課長補佐 障害福祉課管理班課長補佐 農政課総務・予算班課長補佐 監理課総務・予算班課長補佐 部主管課総務係長 政策企画課係長 (連携推進担当) 秘書課秘書班係長 人事課係長 新行政推進室係長 財政課係長 防災企画課防災企画班係長 こども未来課総務・予算班係長 産業政策課総務・予算班係長 漁政課総務・予算班係長 人事課主任主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主任主事 (人事担当) 人事課主事 (人事又は給与担当) 新行政推進室主事 (人事担当) 船長</p>
略	略	略	略
<p>教育委員会 本庁</p>	<p>教育次長 課長 室長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事 (人事担当) 総括課長補佐 教育政策課人材戦略班課長補佐 教育政策課法務・給与制度班課長補佐 教育政策課旅費給与班課長補佐 義務教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 管理主事 教育政策課係長 (人事担当) 義務教育課係長 (人事担</p>	<p>教育委員会 本庁</p>	<p>教育次長 課長 室長 人事管理監 体育指導監 企画監 参事 (人事担当) 総括課長補佐 教育政策課総務人事班課長補佐 教職員課課長補佐 義務教育課課長補佐 (人事担当) 高校教育課課長補佐 (人事担当) 管理主事 教職員課係長 (人事担当) 義務教育課係長 (人事担当) 高校教育課係長 (人事担当) 教育政策課主任主事</p>

	当) 高校教育課係長 (人事担当) 当) 教育政策課主任主事 (人事又は給与担当) <u>教育政策課主事 (人事担当)</u>		(人事又は給与担当) <u>教職員課主任主事 (人事担当)</u>
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

通勤手当の支給に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

長崎県人事委員会規則第6号

通勤手当の支給に関する規則及び市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

(通勤手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 通勤手当の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第8条 職員給与条例第12条の4第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券の通勤21回分(在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務に従事する職員その他の職員にあっては、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数分</u>)の運賃等の額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 職員給与条例第12条の4第2項第2号(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長崎県条例第3号)第16条又は第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。)の人事委員会規則で定める職員は、<u>1箇月当たりの平均通勤所要回数が10回に満たない職員とする。</u></p> <p><u>2 職員給与条例第12条の4第2項第2号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p>	<p>第8条 職員給与条例第12条の4第2項第1号に規定する運賃等相当額(次項において「運賃等相当額」という。)は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあっては、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数分</u>)の運賃等の額</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)</p> <p>第8条の2 職員給与条例第12条の4第2項第2号(職員の育児休業等に関する条例(平成4年長崎県条例第3号)第16条又は第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会規則で定める職員は、<u>平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会規則で定める割合は、100分の50とする。</u></p>

(市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則の一部改正)

第2条 市町村立学校県費負担教職員の地域手当等の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例	第2条 市町村立学校県費負担教職員の給与等に関する条例

(昭和32年長崎県条例第46号)に規定する地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関しては、それぞれ、地域手当の支給に関する規則(平成18年長崎県人事委員会規則第7号)、住居手当の支給に関する規則(昭和49年長崎県人事委員会規則第42号)、通勤手当の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第6号)、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)、在宅勤務等手当の支給に関する規則(令和6年長崎県人事委員会規則第8号、宿日直手当の支給に関する規則(前条に該当する場合を除く。))及び管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年長崎県人事委員会規則第19号)の規定を準用する。

(昭和32年長崎県条例第46号)に規定する地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当の支給に関しては、それぞれ、地域手当の支給に関する規則(平成18年長崎県人事委員会規則第7号)、住居手当の支給に関する規則(昭和49年長崎県人事委員会規則第42号)、通勤手当の支給に関する規則(昭和46年長崎県人事委員会規則第6号)、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年長崎県人事委員会規則第3号)、宿日直手当の支給に関する規則(前条に該当する場合を除く。)及び管理職員特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年長崎県人事委員会規則第19号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

**長崎県人事委員会規則第7号**

会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の報酬等に関する規則(令和元年12月24日長崎県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1(第5条関係)職種別基準表						別表第1(第5条関係)職種別基準表					
ア 行政職給料表職種別基準表						ア 行政職給料表職種別基準表					
職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限		職種又は職名	学歴免許等	基礎号給		上限	
		職務の級	号給	職務の級	号給			職務の級	号給		
略						略					
住宅支援員	略					住宅支援員	略				
リモートワーク等受 入相談・支援員	高校卒	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	53	略					
略						略					
イ及びウ 略						イ及びウ 略					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

在宅勤務等手当の支給に関する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

長崎県人事委員会委員長 水上 正博

**長崎県人事委員会規則第8号**

在宅勤務等手当の支給に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和32年長崎県条例第45号。以下「職員給与条例」という。)の規定に基づき、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(在宅勤務等の場所)

第2条 職員給与条例第12条の8第1項の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

(1) 職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住



居

- (2) 宿泊施設の客室（職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。）
- (3) 前2号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの  
（正規の勤務時間から除かれる時間）

第3条 職員給与条例第12条の8第1項の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

- (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年長崎県条例第6号）第7条の3第1項に規定する時間外勤務代休時間又は職員給与条例第13条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間（いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。）
- (2) 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間  
（1箇月当たりの在宅勤務等の平均日数を算出するための基礎となる期間）

第4条 職員給与条例第12条の8第1項の人事委員会規則で定める期間は、3箇月とする。

（確認）

第5条 任命権者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、職員給与条例第12条の8第1項に規定する勤務（以下この条において「在宅勤務等」という。）を行う場所、在宅勤務等を命ぜられた日数その他同項の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務等を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。

（支給日等）

第6条 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給する。

- 2 在宅勤務等手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該在宅勤務等手当をその際支給する。
- 3 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合におけるその異動した日の属する月の在宅勤務等手当は、その月の初日に職員が所属する給料の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該在宅勤務等手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

（支給期間等）

第7条 職員が新たに職員給与条例第12条の8第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同項に規定する人事委員会規則で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか、在宅勤務等手当に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四一

印刷所  
長崎市榑島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト